

令和8年度

富士宮市普通財産
一般競争入札による売払いのしおり

富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 財政部 財政課

TEL 0544(22)1120

FAX 0544(22)1206

一般競争入札に付する売払物件

物件 番号	所在地	地目	面積(㎡)	最低売却価格 (予定価格) (円)	容積率 ／ 建ぺい率	用途地域 通学区
1	栗倉南町 6 1 番 1 栗倉南町 6 6 番 1	畑 山林	823.46 ㎡	16,900,000	80/60	第一種低層住居専用地域 富士根北小／富士根北中

※ 物件の詳細については「物件調書」に記載していますので、ご覧ください。

入札の流れ

入札参加申込
受付

※入札に参加する
ためには入札参加
申込が必要です。



受付期間

令和8年11月9日（月）から
令和8年11月24日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所

富士宮市役所3階 財政課

提出書類

入札参加申込書、陳述書
※ 代理人が申し込む場合は委任状が必要です。

入札及び開札



入札（開札）日時

令和8年12月3日（木）
午後1時30分

入札（開札）場所

富士宮市役所3階 320会議室
（落札結果については当日口頭で発表します。）

提出書類

入札書
※ 共有名義で取得したい場合は共同入札代表
者の届出をしてください。
※ 代理人が入札する場合は委任状が必要です。

売買契約の締結



……………

落札者には、売払決定通知書に記載された期日までに売買
契約を締結していただきます。
売買契約書用の収入印紙をご用意ください。

売買代金の支払



……………

売買契約締結日から1か月以内に売買代金を納入していただ
きます。

所有権の移転

……………

売買代金の納付を確認後、所有権移転登記は市が行います。
その際の登録免許税は、買主の負担となります。

入札資格、方法、落札後の手続き等について

1 入札に参加する前に

- (1) 入札・開札に参加できるのは、入札参加申込を行った者（その代理人を含む。）に限ります。
- (2) 物件はすべて現況有姿で引き渡します。物件には、当該土地のすべての工作物、樹木等を含むものとします。
- (3) 入札及び売買契約は実測面積で行います。物件調書に記載された地積が入札及び売買契約の対象になります。
- (4) 建築制限等について、あらかじめ調査してください。物件を使用するに当たっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令、条例等の規制がありますので、あらかじめご自身で関係部署に照会する等、十分調査した上で申請してください。
- (5) 現地説明会は行いません。

2 入札物件及び問い合わせ先

- (1) 入札物件は1件で、別紙物件調書のとおりです。
- (2) 入札物件についてのお問い合わせ
富士宮市役所 財政課 管財係 電話：0544-22-1120
FAX：0544-22-1206

3 申請者の資格

参加資格を有しない者

- (1) 申込日又は入札日に売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員
- (3) 市が実施した競争入札又は公募抽選において、妨害行為、不当な利益を得るための連合、落札及び当選者への妨害行為、競争入札における落札後の辞退、公募抽選における当選後の辞退、正当な理由に基づかない契約の不履行又は契約の解除等、市の公募売却を妨げるこれらに類する事実があった日から2年を経過していない者及びその関係者とみなされる者
- (4) 富士宮市暴力団排除条例第2条第1号から第3号（「暴力団」「暴力団員」「暴力団員等」に該当するもの）及びこれらの者と密接な関係を有する者

4 入札方法

- (1) 入札書について
 - ① 必ず所定の入札書を使用してください。それ以外のものは無効です。
 - ② 入札書の記入例をよく読んで間違いのないようにしてください。
 - ③ 記名押印（参加申込書と同じもの）を忘れないでください。

- ④ 売買契約者及び登記名義人は、入札書に記載された名義（共同入札代表者の届出がされている場合は、記載された持分割合）で行います。
- ⑤ 金額の訂正は一切受け付けません。
- ⑥ 金額の前に「¥」を記入し、数字は算用数字を使用してください。
- ⑦ その他入札書の記載に当たっては、入札書の記入例をよくご覧ください。
- ⑧ 入札書は、配布した封筒に封入した上で入札箱に入れてください。
- ⑨ 入札書は、入札（開札）日時に入札（開札）場所に持参してください。郵送等による入札は受け付けません。

(2) 委任状について

代理人が入札に参加する場合には、委任状が必要となります。

(3) 共同入札代表者の届出について

物件を共有名義で取得する場合には、共同入札代表者の届出をしてください。
(必ず持分割合を記入してください。)

5 落札者の決定方法

開札の結果、最低売却価格（予定価格）以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、最高の価格をもって入札した者が複数いる場合には、くじにより落札者を決定します。

6 落札後の売買契約

落札者には、売払決定通知書に記載された期日までに売買契約を締結していただきます（契約締結の際には契約金額に応じた収入印紙をご用意ください。）。

なお、仮登記、落札者以外の名義での売買契約の締結はすることはできません。

7 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約の締結日から1か月以内にお支払いいただきます。

8 所有権の移転及び財産の引渡し

(1) 売買代金の完納確認後、市で所有権移転登記を行い、買主の名義に変更します。なお、所有権移転登記に必要な登録免許税及び所有権移転後の公租公課は買主の負担となります。

(2) 所有権移転登記が完了した後、財産を引き渡します。なお、財産は現況有姿での引渡しとなります。

9 売買契約に当たって付する条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

ア 落札者は、所有権移転の日から10年間、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は当該土地を第三者に貸与してはなりません。

イ 富士宮市は、上記について、必要があると認めるときは、当該土地について実地調査し、所要の報告を求めることができます。この場合、落札者は実地調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはなりません。

(2) 違約金

落札者は、上記(1)の条件に違反したときは、売買代金の１００分の３０に相当する金額を違約金として富士宮市に支払わなければなりません。

10 契約不適合責任

富士宮市は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があっても、その責を負いません。

11 入札不調財産の売払

入札を実施しても落札者がなかった物件については、開札後から令和９年３月３１日（水）まで随時申し込みを受け付け、最低売却価格（予定価格）以上の価格を提示した方に売り払います。